

事業計画書（新規就農者の支援）

令和 年 月 日

年度竜王町魅力ある農業の創生事業補助金について、下記のとおり新規作物・新技術の導入に取り組みます。

新規作物	新規栽培作物 ※過去に栽培した作物は対象外。	これまでの栽培作物（すべて）
新技術の導入	スマート農業に関する技術 <input type="checkbox"/> 環境制御システム 生育に適した環境要因を整備し作物の品質向上をめざす。 <input type="checkbox"/> 農業用ドローン ドローン活用により作業効率を高め作物の品質向上をめざす。 <input type="checkbox"/> その他（ ）（ ）	
	環境負荷低減技術 <input type="checkbox"/> 天敵・微生物利用 天敵や微生物を利用した害虫防除を実施し作物の品質向上をめざす。 <input type="checkbox"/> UV-B 照射 紫外線光源の照射により病害虫を抑制し作物の品質向上をめざす。 <input type="checkbox"/> その他（ ）（ ）	
	農作業省力化技術 <input type="checkbox"/> 高性能田植機 直進アシスト機能により農業者の作業負担軽減をめざす。 <input type="checkbox"/> 果樹の低樹高栽培 早期成園化と剪定作業の省力化により労働生産性の向上をめざす。 <input type="checkbox"/> その他（ ）（ ）	

生産場所 対象作物	蒲生郡竜王町大字 _____ 番地 作物： _____
出荷先等	
独立自営 就農時期	年 月 日 から

新規作物・新技術の導入に取組みに要する経費

(単位：円)

取組	内容	金額 (税抜)
新規作物	・ 種苗代 (新規作物は種苗代のみ)	
新技術		
合計		円

添付書類

- 1 位置図 (生産場所の分かるもの)
- 2 青年等就農計画書の写し
- 3 青年等就農計画認定書の写し
- 4 新規作物・新技術の導入に要する経費が分かる書類 (カタログ、2社以上の見積書等)

※次に該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第14条の4の規定に基づく認定新規就農者として認定されていない場合。
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第56号) 第1条の4の規定に基づく地域計画または人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱 (平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。) 第2の1に基づく人・農地プランに位置付けられた中心経営体でない場合。
- (3) 国または県等の事業で支援を受けた場合。